

控 訴 状

令和5年 3 月 31 日

東京高等裁判所 御中

控訴人指定代理人	飯	田	隼	矢
同	寺	内	伊	織
同	寺	本	孝	規
同	前	田	香	里
同	布	川	尚	基

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

控訴人（第一審被告） 東 京 都
 上記代表者知事 小 池 百 合 子

上記同所（東京都総務局総務部法務課・送達場所）

電 話 03 (5388) 2519 (直通)

FAX 03 (5388) 1262

控訴人指定代理人	飯	田	隼	矢
同	寺	内	伊	織
同	寺	本	孝	規
同	前	田	香	里
同	布	川	尚	基

ネパール バジユラ郡 パンドウセイン ピレコット5区

被控訴人(第一審原告) アンビカ・ブダ・シン

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 金100万3000円

貼用印紙額 金 1万6500円

予納郵便券 金 6000円

上記当事者外1名間の東京地方裁判所平成30年(ワ)第24351号損害賠償請求事件について、令和5年3月17日に言い渡され、同日控訴人に送達された下記判決は、控訴人敗訴部分につき不服であるから控訴する。

記

原 判 決 の 主 文

別紙のとおり

控 訴 の 趣 旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控 訴 の 理 由

おって、控訴理由書を提出する。

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 代理人指定書 | 1 通 |

別紙

原 判 決 の 主 文

- 1 被告東京都は、原告に対し、100万3000円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告東京都に対するその余の請求及び被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の120分の1と被告東京都に生じた費用の60分の1を被告東京都の負担とし、原告及び被告東京都に生じたその余の費用並びに被告国に生じた費用を原告の負担とする。